

第12章 環境影響の未然防止

第1節 環境影響評価制度の概要

環境影響評価制度とは、土地の形状の変更や工作物の新設等の開発事業を行う事業者が、その事業の実施が大気、水、土、生物等の環境に及ぼす影響について事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公開し、地域住民等から意見を求め、それらの意見を踏まえつつ環境配慮を行う制度です。この制度は、開発事業による環境影響を未然に防止・低減するため広く市民等の意見を聞くものであり、良好な環境を保全する上で有効な手段です。

第2節 環境影響評価制度の歴史

1 国等における歴史（環境影響評価法）

(1) 環境影響評価法の制定前

昭和47（1972）年6月、国は、「各種公共事業に係る環境保全対策について」閣議了解を行い、国の行政機関はその所掌する公共事業について、あらかじめ環境に及ぼす影響の調査を行うよう指導することとなり、環境影響評価に関する取組を始めました。また、同年7月には四日市公害訴訟の判決において各企業の操業上の過失などが認定されました。この判決を契機として、行政による公害被害の防止と救済といった対症療法的な取組に対し、開発による環境汚染等を未然に防ぐ有効な手段として、環境影響評価制度の確立が重要であるとする認識が広く国民の間に高まっていきました。そして環境庁は、昭和54（1979）年の「速やかに環境影響評価の法制度化を図りたい」旨の中央公害対策審議会の答申を踏まえ、昭和56（1981）年4月、環境影響評価法案を国会に提出しましたが、昭和58年（1983）年11月の衆議院の解散により審議未了・廃案となりました。その後、国においては、昭和59（1984）年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、「環境影響評価実施要綱」のほか、「公有水面埋立法」、「港湾法」等の個別法及び各省庁の行政指導によって実施されてきました。

(2) 環境影響評価法の制定

平成5（1993）年に制定された「環境基本法」において、環境影響評価の必要性が国の施策として位置づけられたこと等を受けて、国における統一的な環境影響評価制度の確立が必要となりました。こうしたことから平成9（1997）年2月の中央環境審議会からの答申を受け、法案が国会に提出され、同年6月13日に「環境影響評価法（以下「アセス法」という。）」が成立・公布されました。（アセス法の対象事業については別表1(p.183)のとおり。）

(3) 環境影響評価法の改正

アセス法の施行から10年を経過したことを踏まえた必要な措置等について、平成21（2009）年7月の中央環境審議会において調査・検討され、平成22（2010）年2月に「今後の環境影響評価制度の在り方について」の答申を受けて、同年3月「環境影響評価法の一部を改正する法律（案）」が国会に提出され、平成23（2011）年4月に成立・公布されました。

改正法においては、政令で定める市からの事業者への直接の意見提出、電子縦覧の義務化、事業の早期段階における環境配慮を図るための計画段階配慮書（配慮書）の手續及び環境保全措置等の報告・公表（報告書）の手續の新設などが盛り込まれ、平成24（2012）年4月に一部施行、平成25（2013）年4月に完全施行されました。

2 本市における歴史（条例の制定）

(1) 我が国初の条例（旧アセス条例）の制定

本市では、住民福祉を保障するためには良好な地域環境づくりが不可欠であるとの考えに基づき、環境影響評価の制度化に積極的に取り組み、昭和51（1976）年10月に川崎市環境影響評価に関する条例（以下「旧アセス条例」という。）を制定しました。これは、我が国の自治体において初の条例であり、環境に影響を及ぼすおそれのある事業として11の事業を指定開発行為（対象事業）として定めました。また、良好な環境保全を図るための指針として「地域環境管理計画」を策定し、その中で環境影響評価項目、地区別環境保全水準、環境影響評価の標準的技法等を明示しました。

(2) 川崎市環境影響評価に関する条例（アセス条例）の制定

社会経済状況の変化や都市化の進展、科学技術の進歩等による環境問題の複雑化や平成9（1997）年のアセス法の制定等を背景として、旧アセス条例の見直しに向けて川崎市環境行政制度検討委員会を設置し、環境関連3条例の改正等について諮問しました。そして、その答申を受けて平成11（1999）年12月に川崎市環境影響評価に関する条例（以下「アセス条例」という。）を公布、翌12（2000）年12月から施行しました。アセス条例では、アセス法対象事業への対応はもとより、対象事業の拡大、事業規模に応じた手続や計画段階手続（環境配慮計画書）・方法書に係る手続・事後調査手続といった新たな手続手法の導入等を盛り込みました。また、指定開発行為の規模未満事業への対応も図り、近接して行われる2以上の開発事業の実施が複合的な環境影響として指定開発行為に相当するときは複合開発事業として環境影響評価手続を実施することとしたほか、自主的環境影響評価の実施について規定を設けました。さらに、「地域環境管理計画」についても見直しを行い、環境影響評価項目ごとの環境保全水準を定めた「地域環境管理計画」と、予測、評価手法等の技術的細目を定めた「環境影響評価等技術指針」の2つに分離して策定しました。

(3) アセス条例等の一部改正

地球温暖化やヒートアイランド現象等新たな環境問題の顕在化、京都議定書目標達成計画の閣議決定など、環境問題を取り巻く状況の変化に適切に対応するため、平成19（2007）年4月に「地域環境管理計画」及び「環境影響評価等技術指針」の見直しを行いました。また、「環境影響評価等技術指針」については、平成22（2010）年4月の温対条例施行に伴い環境影響の調査、予測及び評価を行うに当たり、「温室効果ガス」を選定すべき事業種、規模について追加、拡充する見直しを行い、平成23（2011）年4月から運用を開始しました。さらに平成23（2011）年3月の「川崎市環境基本計画」の全面改定を受けて、平成24（2012）年1月に「地域環境管理計画」における環境像や環境配慮計画書に係る環境要素及び項目について、環境基本計画との整合を図りました。

平成23（2011）年4月のアセス法の一部改正に伴い、法対象事業の実施により影響を受ける範囲がその市域内に限られる場合で、市長が当該意見を述べようとするときは、川崎市環境影響評価審議会の意見を聴くものとして、平成23（2011）年12月にアセス条例の一部を改正する条例を公布し、平成24（2012）年4月から施行しました。また、平成23（2011）年12月の環境影響評価審議会の答申「今後の環境影響評価制度のあり方について」を踏まえ、環境配慮計画書制度を拡充し、計画段階での新たな環境配慮手続を設けるとともに、効果的でより開かれた制度となるようインターネットの利用による環境影響評価に係る図書の公表、説明会の開催の義務化等について規定し、平成24（2012）年12月にアセス条例の一部を改正する条例及び施行規則の一部を改正する規則を公布し、平成25（2013）年4月から施行するとともに「地域環境管理計画」及び「環境影響評

価等技術指針」も変更しました。

その後、「環境基本法」の改正により放射性物質が環境法制の対象であることが明確化されたことなどから、環境影響評価における放射性物質の取扱いを明らかにし、「地域環境管理計画」及び「環境影響評価等技術指針」について、平成28（2016）年1月に環境配慮項目に放射性物質の項目を新設し、平成31（2019）年4月に航空機騒音に係る環境基準の一部改正に伴い、航空機騒音の予測項目等の整備を行いました。

令和3（2021）年3月に環境基本計画の改定等の関連計画の動向や新たな環境課題等を踏まえ、地域環境管理計画に規定する環境影響評価項目を再編するとともに環境配慮項目に「生物多様性」「気候変動の影響への適応」を追加しました。平成25（2013）年4月以来、全面的な環境影響評価項目等について整理及び検討し、「温室効果ガス」の選定目安を拡充するなど、環境影響評価項目を取り巻く状況の変化やこれまでの運用上の課題に対応しました。

3 対象事業について

アセス法対象事業は別表1、アセス条例対象事業は別表2のとおりです。

アセス法対象事業一覧

別表1

事業の種類	対象事業の規模条件
1 道路	
高速自動車国道	全て
首都高速道路等	4車線以上のもの
一般国道	4車線以上・7.5 km 以上
林道	幅員 6.5 m 以上・15 km 以上
2 河川	
ダム、堰	湛水面積 75 ha 以上
放水路、湖沼開発	土地改変面積 75 ha 以上
3 鉄道	
新幹線鉄道	全て
鉄道、軌道	長さ 7.5 km 以上
4 飛行場	滑走路長 1,875 m 以上
5 発電所	
水力発電所	出力 2.25 万 kW 以上
火力発電所	出力 11.25 万 kW 以上
地熱発電所	出力 7,500 kW 以上
原子力発電所	全て
太陽電池発電所	出力 3 万 kW 以上
風力発電所	出力 3 万 7,500 kW 以上
6 廃棄物最終処分場	面積 25 ha 以上
7 埋立て、干拓	面積 40 ha 以上
8 土地区画整理事業	面積 75 ha 以上
9 新住宅市街地開発事業	面積 75 ha 以上
10 工業団地造成事業	面積 75 ha 以上
11 新都市基盤整備事業	面積 75 ha 以上
12 流通業務団地造成事業	面積 75 ha 以上
13 宅地の造成の事業 ^{※1}	面積 75 ha 以上
港湾計画 ^{※2}	埋立・掘込み面積の合計 300 ha 以上

※1 「宅地」には、住宅地以外にも工場用地なども含まれる。

※2 港湾計画については、港湾環境アセスメントの対象となる。

アセス条例対象事業一覧

別表2

対象事業の種類	対象事業の規模条件
1 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発区域の面積が ≥ 1 ha 以上
	区画のみの変更で、開発区域の面積が ≥ 20 ha 以上（臨港地区は ≥ 30 ha 以上）
2 埋立て	公有水面の埋立面積が ≥ 15 ha 以上
	その他の埋立て（1.5m 以上の盛土）は埋立面積が ≥ 1 ha 以上
3 高層建築物の新設	建築物の高さが ≥ 80 m 以上
4 住宅団地の新設	事業区域の面積が ≥ 1 ha 以上又は建築物の延べ面積 $\geq 20,000$ m ² 以上（住居専用地域では $\geq 12,000$ m ² 以上）
5 工場又は事業所の新設	敷地面積が $\geq 9,000$ m ² 以上又は建築面積が $\geq 3,000$ m ² 以上（製造業、ガス供給業及び熱供給業）
6 電気工作物の新設	電気工作物の出力が $\geq 50,000$ kW 以上
7 廃棄物処理施設の新設	敷地面積が $\geq 9,000$ m ² 以上若しくは建築面積が $\geq 3,000$ m ² 以上又は1日の焼却能力 ≥ 100 t 以上
8 浄水施設の新設	水道法の浄水施設の新設
9 下水道終末処理場の新設	下水道法の終末処理場の新設
10 鉄道若しくは軌道の新設又は線路の改良	鉄道又は軌道の新設
	線路の改良
11 道路の新設又は車線の増設	高速道路等の新設
	高速道路の車線の増設
	インターチェンジの設置
	車線数が ≥ 4 以上の一般道路の新設
	一般道路の車線の増設で増設後の車線数が ≥ 4 以上
12 防波堤の新設	港湾法の外郭施設である防波堤の新設
13 商業施設の新設	敷地面積が ≥ 1 ha 以上又は建築物の延べ面積が $\geq 20,000$ m ² 以上
14 研究施設の新設	敷地面積が ≥ 3 ha 以上
15 大規模建築物の新設	建築物の延べ面積が $\geq 50,000$ m ² 以上（臨港地区は $\geq 150,000$ m ² 以上）

第3節 川崎市建築物環境配慮制度の概要

1 川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）

(1) 川崎市建築物環境配慮制度の目的

建築物環境配慮制度は、川崎市の基本構想に掲げる「環境に配慮し循環型のしくみをつくる」という政策の基本方向に沿って、サステナブル（持続可能な）建築を普及促進するため、建築物の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促し、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的としています。

届出義務の対象は、床面積（増築・改築の場合は、当該増築・改築部分の床面積）の合計が2,000 m²以上の建築物（一戸建ての住宅・長屋を除く。）としています。また、床面積の合計が2,000 m²未満であっても、自主的に届出を提出することができます。

(2) 環境配慮の取組の評価基準 CASBEE 川崎

建築物の環境配慮では、多岐にわたる項目について総合的に評価する必要があること、また、市民にわかりやすく環境配慮の取組に関する情報を提供することから、「建築環境総合性能評価システム（CASBEE：Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency）」を評価手法に採用する。建築環境総合性能評価システム（CASBEE）にはいくつかの種類があるが、このうち、「CASBEE-建築（新築）」を基本として、川崎市の地域特性や関連する諸制度における取組を踏まえて一部編集し直したシステムが「CASBEE 川崎」です。

2 戸建住宅を対象とした環境配慮制度

(1) 戸建住宅を対象とした環境配慮制度の目的

戸建住宅を対象とした環境配慮制度は、前述の川崎市建築物環境配慮制度と同様、川崎市の基本構想に掲げる「環境に配慮し循環型のしくみをつくる」という政策に沿って、サステナブル（持続可能な）建築を普及促進するため、戸建住宅の建築に際し、建築主に対して環境への配慮に関する自主的な取組を促し、地球温暖化その他環境への負荷の低減を図ることを目的としている。戸建住宅を届出対象とし、戸建住宅環境計画書により、環境配慮の取組を自主的に提出することができます。

(2) 環境配慮の取組の評価基準 CASBEE 戸建

戸建住宅の環境配慮についての評価手法は、前述の川崎市建築物環境配慮制度と同様、「建築環境総合性能評価システム（CASBEE）」を採用する。

前述の「CASBEE 川崎」は「CASBEE-建築（新築）」を基本として、川崎市の地域特性や関連する諸制度における取組を踏まえて一部編集し直したシステムであるが、本制度では戸建住宅版の「CASBEE-戸建（新築）」をそのまま利用するものです。

建築物環境計画書等の概要は、川崎市のホームページで公表しています。

川崎 CASBEE

検索